

Q4-1.台湾の会計基準の概要について教えてください。

台湾の会計基準は、政府機関代表、学者、経済団体代表、会計士などから構成される民間団体「財団法人中華民国会計研究發展基金会」が作成しています。台湾における上場会社、店頭公開会社および金融機関には台湾版 IFRS(T-IFRS)が適用されており、その他の会社は T-IFRS か企業会計準則公報(EAS)の選択適用となっています。T-IFRS は基本的には国際会計基準(IFRS)の中国語訳であり、ほぼ IFRS と同じです。一方の EAS は IFRS および中小企業版国際会計基準(IFRS-SME)をベースに作成されており、その内容は国際会計基準をより中小企業向けに簡便化したものであり、IFRSとの類似性はかなり高いと言えます。

EAS には、現在以下のものがあります。

- 第1号 財務報告の概念フレームワーク
- 第2号 財務諸表の表示
- 第3号 キャッシュ・フロー計算書
- 第4号 会計方針、見積りおよび誤謬
- 第5号 棚卸資産
- 第6号 関連会社および共同支配企業に対する投資
- 第7号 企業結合と支配を伴う投資
- 第8号 不動産、工場および設備
- 第9号 引当金、偶発負債および偶発資産
- 第10号 収益
- 第11号 借入コスト
- 第12号 所得税
- 第13号 後発事象
- 第14号 関連当事者についての開示
- 第15号 金融商品
- 第16号 投資不動産
- 第17号 生物資産
- 第18号 無形資産
- 第19号 資産の減損
- 第20号 リース
- 第21号 政府補助
- 第22号 外貨換算
- 第23号 株式報酬